

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
高岡市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
高岡市長

公表日
令和7年8月13日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容	<p>高岡市は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内各市町村が加入する富山県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）と連携して後期高齢者医療制度にかかる事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合に住民基本台帳等の情報を送付する。広域連合において年齢到達者等を特定して、被保険者資格の審査・決定を行い、資格確認書等を送付する。 ・転入、障害認定等による資格取得や資格確認書の再発行等、資格管理に関わる窓口業務を行う。 <p>②賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高岡市から広域連合に送付した所得情報等に基づき、広域連合において賦課計算を行い、後期高齢者医療保険料賦課額を決定する。決定された保険料賦課額に基づき、高岡市で保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合には年金保険者に徴収依頼を実施するとともに被保険者には保険料額決定通知書等で通知し、普通徴収の場合には被保険者に納付書や保険料額決定通知書等を送付する。 ・決定された保険料について、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 ・納付された保険料に過誤納が生じた場合等、保険料の還付を行う。 <p>③給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養費や葬祭費等の支給にかかる窓口業務を行う。 <p>④保健業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の健康診査受診券を発送し、また人間ドック助成事業により、後期高齢者の健康管理を促す。
③対象人数	<p>＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	後期高齢者医療システム
②システムの機能	<p>・賦課・収納業務 広域連合から送付された保険料情報に基づき、徴収方法と納期を決定、また保険料額決定通知書等、賦課に関する書類を output する。 保険料収納情報の管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム2~5

システム2

①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	宛名送付先管理機能 後期高齢者医療保険に関する送付物に対する送付先宛名を管理する。
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="radio"/> その他 (後期高齢者医療システム)</p>

システム3	
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、標準システム)
②システムの機能	<p>標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末とで構成される。</p> <p>①資格管理業務 -資格確認書の再発行、資格確認書交付兼任意記載事項併記申請等、資格管理にかかる申請を受け付けた際に、窓口で即時発行・交付を行う。 -住民票の異動に関するデータをオンラインファイル連携ツールを用いて、広域連合に送信する。これを基に広域連合で被保険者資格に関する審査・決定が行われる。</p> <p>②賦課・収納業務 -広域連合で賦課された保険料情報のデータをオンラインファイル連携ツールを用いて受信する。 -高岡市で管理する保険料の期割データや収納データをオンラインファイル連携ツールを用いて、広域連合に送信する。</p> <p>③給付業務 -高岡市で受け付けた療養費支給等の申請にかかるデータの入力を行う。入力された情報に基づき、広域連合で支給決定等を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (後期高齢者医療システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電子への署名付与、電子及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う機能。</p>

③他のシステムとの接続	[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム		
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム		
	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム		
	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (後期高齢者医療システム)			
システム5				
①システムの名称	統合宛名(連携)システム			
②システムの機能	中間サーバーでは個人番号を保持しないため、情報連携に用いる符号および一意に個人を特定する宛名番号を用いる。個人番号と宛名番号のひも付け、管理を行う。			
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム		
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム		
	[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等	[<input checked="" type="radio"/>] 税務システム		
	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (後期高齢者医療システム)			
システム6~10				
システム11~15				
システム16~20				
3. 特定個人情報ファイル名				
後期高齢者医療情報ファイル				
4. 個人番号の利用 ※				
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第85項			
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する]	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>		
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第117項			
6. 評価実施機関における担当部署				
①部署	福祉保健部 保険年金課			
②所属長の役職名	保険年金課長			
7. 他の評価実施機関				

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
後期高齢者医療情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者および65歳に到達し被保険者となり得る者 ・被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 		
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 		
その妥当性	<p>個人番号およびその他識別情報:対象者を正確に特定、管理するために記録する。 4情報および連絡先:被保険者について通知、照会を行うために記録する。 医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:資格管理業務のために記録する。 地方税関係情報:賦課業務のために記録する。 健康・医療関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:給付業務のために記録する。</p>		
全ての記録項目	別添1を参照。		
⑤保有開始日	平成27年10月5日		
⑥事務担当部署	福祉保健部 保険年金課		

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[<input checked="" type="radio"/>] 本人又は本人の代理人						
		[<input checked="" type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署	(市民課、長寿福祉課、市民税課)					
		[<input checked="" type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等	(日本年金機構等の年金保険者、デジタル庁)					
		[<input checked="" type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人	(富山県後期高齢者医療広域連合、他市町村)					
		[<input type="checkbox"/>] 民間事業者	()					
②入手方法		[<input checked="" type="radio"/>] 紙	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ				
		[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線	[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム				
		[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム						
		[<input type="checkbox"/>] その他	()					
③使用目的 ※		後期高齢者医療制度にかかる資格管理、賦課、収納、給付等の業務を行うため。						
④使用の主体	使用部署	福祉保健部 保険年金課						
	使用者数	[<input type="checkbox"/>] 10人以上50人未満	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満		2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上			
⑤使用方法		<p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格管理における窓口業務 市民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に標準システムに入力し、資格確認書の再発行等を行う。 ・住民基本台帳等の取得 被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、オンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 <p>②賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課 個人住民税に関するデータをオンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システムにより賦課計算を行う。決定された賦課額を総合行政情報システム(後期高齢者医療)に取込み、高岡市から保険料額決定通知書等を作成、被保険者に通知する。 ・保険料収納 高岡市で保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合には年金保険者に徴収依頼を実施するとともに被保険者には保険料額決定通知書等で通知し、普通徴収の場合には被保険者に納付書や保険料額決定通知書等を送付する。保険料収納に関するデータはオンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システムでも同データを管理する。 <p>③給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を標準システムに入力する。広域連合で療養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成し、市町村に配信する。その後、広域連合から当該市民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。 						
		情報の突合						
		被保険者等からの申請等を受け付ける際に、申請書等に記載された情報と高岡市で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを行う。						
⑥使用開始日		平成27年10月5日						

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (1) 件		1) 委託する	2) 委託しない
委託事項1	後期高齢者医療システムにかかる運用、保守			
①委託内容	システムの運用・保守、職員からの調査依頼及び作業指示に基づくシステム対応・データ抽出等			
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢>		1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社インテック			
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢>		1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託事項2~5				
委託事項6~10				
委託事項11~15				
委託事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (3) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第110条	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律で定める特別徴収の方法による後期高齢者医療保険料の徴収事務のため。	
③提供する情報	特別徴収対象被保険者に係る保険料を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象被保険者にかかる支払回数割保険料額その他厚生労働省令で定める事項	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	被保険者のうち、特別徴収の方法による徴収の対象となっている者および特別徴収の判定が必要となる者	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	月次	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
移転先1	福祉保健部 高齢介護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第100項	
②移転先における用途	高額医療・高額介護合算制度にかかる支給の審査のため	
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	日次	
移転先2~5		

移転先2	福祉保健部 保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第44項	
②移転先における用途	国民健康保険における旧国保被保険者の管理のため	
③移転する情報	後期高齢者医療被保険者情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者	
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[○] その他 (後期高齢者医療システム)</p>	
⑦時期・頻度	日次	
移転先3	富山県後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	<p>「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、構成地方団体である高岡市と広域連合とが特定の事務をともに処理する場合は、内部利用に当たり番号法上の特定個人情報の提供には当たらないとされている。</p> <p>便宜上「移転」の欄に記載している。</p>	
②移転先における用途	資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務	
③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・資格管理業務 ・住民基本台帳情報 ・賦課・収納業務 ・期割情報 ・収納情報 ・給付業務 ・療養費等の申請にかかる情報 	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の被保険者	
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [○] 専用線</p> <p>[] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	日次	
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜高岡市における措置＞
紙媒体は種別、保管期間別に分け、所定の場所において施錠し保管している。
＜委託先における措置＞
電子データが保管されているサーバ設置場所は入退室が管理され、有人監視及び施錠管理を行っている。
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
・日本国内でデータを保管している。
②特定個人情報は、サーバー室に設置されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 窓口での申請、相談時に、申請書類に記載された内容の確認や本人確認書類による本人確認を行い、不要な情報入手の防止に努める。 申請書について、必要な事項のみ記入する様式としているため、不要な情報を入手することはない。 各システムは定められた仕様に基づいて情報連携を行っており、不要な情報を取得することはない。情報入力を行う際もシステムによって入力できる範囲が限定されている。 担当職員にのみシステムを使用する権限が与えられており、個別ユーザーIDとパスワードにより管理されているため、権限の与えられていない職員が情報を入手することはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 各システムにおいて、連携される情報は定められており、不要に情報が紐付けされることはない。 システムに連携できる端末は限定されており、許可なくシステムに接続して紐付けすることはできない。 標準システムにおいて、個人番号を利用せずに情報にアクセスする場合、個人番号が含まれない情報のみが提供される。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 端末および各システムには権限のある職員しか利用できないようパスワードが設定されており、閲覧が制限されている。 パスワードには期限が定められており、定期的に変更が必要となる。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 一定時間の使用がない場合、端末の画面がロックされ再度パスワードの入力を求める、あるいは強制的にシステムからログアウトを行う仕様となっている。 退職した元職員や異動した職員について、即座にアクセス権限を失効させるよう管理を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報の漏えい、紛失のリスク】

- ・特定個人情報の記載された書類は、入手次第、所定の場所に速やかに保管し、必要である時を除いて持出しを行わない。
- ・電子記録媒体等を用いた情報の連携を行った場合、使用後は速やかに媒体内のデータを消去する。
- ・システム保守を行う委託業者との契約の中で特定個人情報の取扱いについて定めることで、委託業者からの漏えいを防ぐ。
- ・離席する場合、端末や申請書等から情報を漏えいしないよう情報管理を行う。

【特定個人情報の誤入力のリスク】

- ・システムに特定個人情報の入力を行う際、複数の職員による確認を徹底する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・取得の制限、秘密の保持、利用及び提供の制限、安全確保の措置、従事者への周知及び監督、取扱場所の限定、複写又は複製の禁止、資料等の返還及び廃棄
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
――	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢>	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		1) 定めている	2) 定めていない
・番号法、高岡市個人情報保護条例および関係法令に基づき、規定された範囲内において、特定個人情報の提供・移転を行う。 ・当市から広域連合にデータ送信を行うことについては、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、内部利用に当たり番号法上の特定個人情報の提供には当たらないとされている。 ・情報システム管理者は、当市から広域連合へデータ送信を行った際の記録を確認し、不正なデータが送信されていないかの確認を行う。			
その他の措置の内容	府内連携および広域連合への情報連携は連携できる情報の範囲が定められている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	
		1) 特に力を入れている	2) 十分である
		3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
【誤った提供先に情報を提供するリスク】 ・当市から広域連合にデータ送信を行う際は標準システムを用いるが、端末は専用線のみで接続されているため、異なる提供先に情報を提供することはない。 ・データを送信する際に用いる端末について、個別ユーザーIDとパスワードにより管理されているため権限のない職員がデータ送信を行うことはできない。また、記録を調査することでデータ送信の際の操作者を特定することが可能である。 ・広域連合では従来より当市と同じ宛名番号を用いて個人情報を管理しており、当市から送信されたデータを誤って別の個人に紐付けすることはない。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜高岡市における措置＞ ①システムにログインする際に職員認証を行う。 ②操作ログを記録することで、不適切な操作を抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--------------	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>
その内容	—	1) 発生あり 2) 発生なし
再発防止策の内容	—	

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>＜高岡市における措置＞</p> <p>①紙媒体については種別、保管期間別に分け、所定の場所に施錠管理して保管を行っている。</p> <p>②ウイルス対策ソフトを使用。</p> <p>③アクセス権限の設定による利用取得の設定。</p> <p>④アクセスログの記録。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>物理的対策</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パトーンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 			

8. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

具体的な方法

<高岡市における措置>

新規採用時および各階層における研修ならびに情報処理業務担当者研修により、情報保護、セキュリティに対する規定等を周知徹底している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。
- ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242
②請求方法	個人情報保護法第76条、第90条、第98条に基づき、必要事項を記載した開示請求書、訂正請求書、または利用停止請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
②対応方法	問合せ内容とその対応に関する記録を残し、必要に応じて担当部署に連絡、協議する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

※ ここで記される個人番号は、番号法上の個人番号でなく、高岡市が管理のため付与している番号である。

資格

被保険者取込履歴	住所地特例者マスター
履歴通番	連番
個人区分コード	個人区分コード
個人番号	個人番号
被保険者番号	被保険者番号
被保険者資格取得事由コード	氏名(カナ)
被保険者資格取得年月日	生年月日
被保険者資格喪失事由コード	性別コード
被保険者資格喪失年月日	住所地特例適用開始年月日
保険者番号適用開始年月日	住所地特例適用終了年月日
保険者番号適用終了年月日	現都道府県名
氏名(カナ)	現市区町村名
生年月日	現住所
性別コード	広域作成年月日
現都道府県名	広域作成時刻
現市区町村名	連携ファイル情報
現住所	ファイル名
広域作成年月日	周期
広域作成時刻	連携日
連携ファイル情報	通番
ファイル名	情報種別
周期	レコード番号
連携日	取込日
通番	取込ジョブ番号
情報種別	取込ジョブID
レコード番号	作成プログラムID
取込日	作成日
取込ジョブ番号	作成時間
取込ジョブID	更新プログラムID
作成プログラムID	更新日
作成日	更新時間
作成時間	移行フラグ
更新プログラムID	バッチフラグ
更新日	
更新時間	
移行フラグ	
バッチフラグ	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月1日	IIIリスク対策		リスク対策についての記載を追加	事後	当該事務にかかる対象人数が確定したため
平成29年4月1日	I－6 ②所属長	保険年金課長 堂故 真二	保険年金課長 柴野 泰彦	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	IV－2 ①連絡先	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	V－1 ①実施日	2015/7/1	2017/4/1	事後	見直しによる
平成30年6月1日	I－6 ②所属長	保険年金課長 柴野 泰彦	保険年金課長	事後	見直しによる
平成30年6月1日	IV－2 ①連絡先	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年6月1日	V－1 ①実施日	2017/4/1	2018/4/1	事後	見直しによる
平成31年4月1日	V－1 ①実施日	2018/4/1	2019/4/1	事後	見直しによる
令和1年5月21日	I－5 基本情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム	システム1:[○]その他 統合宛名(連携)システム	システム1:[]その他	事後	見直しによる
令和1年5月21日	I－5 基本情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (※システム2の名称、内容の修正)	システム2: ①システムの名称 統合宛名(連携)システム ②システムの機能 中間サーバーでは個人番号を保持しないため、情報連携に用いる符号および一意に個人を特定する宛名番号を用いる。個人番号と宛名番号のひも付け、管理を行う。 ③他システムとの接続	システム2: ①システムの名称 宛名管理システム ②システムの機能 宛名送付先管理機能 後期高齢者医療保険に関する送付物に対する送付先宛名を管理する。 ③他システムとの接続 [○]既存住民基本台帳システム [○]その他 総合行政情報システム(後期高齢者医療)	事後	見直しによる
令和1年5月21日	I－5 基本情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (※システム3削除、旧システム4の記載内容をシステム3に記載)	システム3: ①システムの名称 中間サーバー	システム3: ①システムの名称 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、標準システム)	事後	見直しによる

令和1年5月21日	I-5 基本情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム	システム4	システムは3つのため削除	事後	見直しによる
令和1年5月21日	I-5 基本情報 情報連携提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施する。 ②法令上の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・80、83の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・820の項	①実施の有無 実施しない。 ②法令上の根拠	事後	見直しによる 市から直接情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供、取得を行っていない。 (広域連合にて実施)
令和1年5月21日	II-5 特定個人情報の提供・移転	移転先1:福祉保健部 高齢介護課 移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	移転先1:福祉保健部 高齢介護課 移転する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満	事後	見直しによる
令和1年5月21日	II-6 特定個人情報の保管・消去	保管場所 <高岡市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	保管場所 <高岡市における措置>	事後	見直しによる
令和1年5月21日	III-6 リスク対策 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)「」 接続しない(提供)「」 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	接続しない(入手)「○」 接続しない(提供)「○」 入手/提供しないため、本項目の記載なし	事後	見直しによる 市から直接情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供、取得を行っていない。 (広域連合にて実施)
令和1年5月21日	III-7 リスク対策 特定個人情報の保管と消去	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <高岡市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <高岡市における措置>	事後	見直しによる
令和1年5月21日	III-9 リスク対策 従業員に対する教育・啓発	具体的な方法 <高岡市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	具体的な方法 <高岡市における措置>	事後	見直しによる

令和1年5月21日	III-10 リスク対策 その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 削除	事後	見直しによる
令和4年3月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>高岡市は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内各市町村が加入する富山県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）と連携して後期高齢者医療制度にかかる事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①資格管理業務 ・広域連合に住民基本台帳等の情報を送付する。広域連合において年齢到達者等を特定して、被保険者資格の審査・決定を行い、被保険者証等を送付する。 ・転入、障害認定等による資格取得や被保険者証の再発行等、資格管理に関わる窓口業務を行う。</p> <p>②賦課・収納業務 ・高岡市から広域連合に送付した所得情報等に基づき、広域連合において賦課計算を行い、後期高齢者医療保険料賦課額を決定する。決定された保険料賦課額に基づき、高岡市で保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合には年金保険者に徴収依頼を実施するとともに被保険者には保険料額決定通知書等で通知し、普通徴収の場合には被保険者に納付書や保険料額決定通知書等を送付する。 ・決定された保険料について、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。</p> <p>③給付業務 ・療養費や葬祭費等の支給にかかる窓口業務を行う。</p> <p>④保健業務 ・後期高齢者の健康診査受診券を発送し、また人間ドック助成事業により、後期高齢者の健康管理を促す。</p>	<p>高岡市は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内各市町村が加入する富山県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）と連携して後期高齢者医療制度にかかる事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①資格管理業務 ・広域連合に住民基本台帳等の情報を送付する。広域連合において年齢到達者等を特定して、被保険者資格の審査・決定を行い、被保険者証等を送付する。 ・転入、障害認定等による資格取得や被保険者証の再発行等、資格管理に関わる窓口業務を行う。</p> <p>②賦課・収納業務 ・高岡市から広域連合に送付した所得情報等に基づき、広域連合において賦課計算を行い、後期高齢者医療保険料賦課額を決定する。決定された保険料賦課額に基づき、高岡市で保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合には年金保険者に徴収依頼を実施するとともに被保険者には保険料額決定通知書等で通知し、普通徴収の場合には被保険者に納付書や保険料額決定通知書等を送付する。 ・決定された保険料について、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 ・納付された保険料に過誤納が生じた場合等、保険料の還付を行う。</p> <p>③給付業務 ・療養費や葬祭費等の支給にかかる窓口業務を行う。</p> <p>④保健業務 ・後期高齢者の健康診査受診券を発送し、また人間ドック助成事業により、後期高齢者の健康管理を促す。</p>	事前	見直しによる

令和4年3月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (システム1「システムの名称」修正)</p>	<p>システム1: ①システムの名称 総合行政情報システム(後期高齢者医療)</p>	<p>システム1: ①システムの名称 後期高齢者医療システム</p>	事後	見直しによる
令和4年3月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (システム2「他のシステムとの接続」修正)</p>	<p>システム2: ③他のシステムとの接続 [○]既存住民基本台帳システム [○]その他 総合行政情報システム(後期高齢者医療)</p>	<p>システム2: ③他のシステムとの接続 [○]既存住民基本台帳システム [○]その他 後期高齢者医療システム</p>	事後	見直しによる
令和4年3月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (システム3「他のシステムとの接続」修正)</p>	<p>システム3: ③他のシステムとの接続 [○]その他 総合行政情報システム(後期高齢者医療)</p>	<p>システム3: ③他のシステムとの接続 [○]その他 後期高齢者医療システム</p>	事後	見直しによる
令和4年3月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (システム4追加) ①システムの名称</p>	—	中間サーバー	事後	見直しによる

令和4年3月1日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (システム4追加)</p> <p>②システムの機能</p>	—	<p>①符号管理機能</p> <p>符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能</p> <p>情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能</p> <p>情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能</p> <p>中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能</p> <p>特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能</p> <p>特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能</p> <p>中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能</p> <p>特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能</p> <p>中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能</p> <p>バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う機能。</p>	事後	見直しによる
令和4年3月1日	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (システム4追加)</p> <p>③他のシステムとの接続</p>	—	<p>③他システムとの接続</p> <p>[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○]その他 後期高齢者医療システム</p>	事後	見直しによる

令和4年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (システム5追加) ①システムの名称	—	統合宛名(連携)システム	事後	見直しによる
令和4年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (システム5追加) ②システムの機能	—	中間サーバーでは個人番号を保持しないため、情報連携に用いる符号および一意に個人を特定する宛名番号を用いる。個人番号と宛名番号のひも付け、管理を行う。	事後	見直しによる
令和4年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において利用するシステム (システム5追加) ③他のシステムとの接続	—	③他システムとの接続 [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他 後期高齢者医療システム	事後	見直しによる
令和4年3月1日	I 基本情報 5. 情報連携提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施しない。 ②法令上の根拠	①実施の有無 実施する。 ②法令上の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項	事後	見直しによる
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項:総合行政情報システム(後期高齢者医療)にかかる運用、保守 ①委託内容:総合行政情報システム(後期高齢者医療)にかかる運用業務および保守業務 ②委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ③委託先名:株式会社インテック ④再委託の有無:再委託しない	委託事項:後期高齢者医療システムにかかる運用、保守 ①委託内容:システムの運用・保守、職員からの調査依頼及び作業指示に基づくシステム対応・データ抽出等 ②委託先における取扱者数:10人未満 ③委託先名:株式会社インテック ④再委託の有無:再委託しない	事後	見直しによる
令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 83の項	番号法第19条第8号及び別表第二 83の項	事後	令和3年5月19日付番号法の一部改正による

令和4年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<高岡市における措置>	<高岡市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	見直しによる
令和4年3月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) 入手/提供しないため、本項目の記載なし	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスク2:不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	事後	見直しによる

令和4年3月1日	<p>III リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1:目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	-	<p>＜高岡市における措置＞</p> <p>①システムにログインする際に職員認証を行う。</p> <p>②操作ログを記録することで、不適切な操作を抑止する。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	見直しによる
令和1年5月21日	<p>III リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1:目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>	-	十分である	事後	見直しによる

令和4年3月1日	<p>III リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	-	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	見直しによる
----------	--	---	---	----	--------

令和4年3月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<高岡市における措置>	<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p><高岡市における措置></p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	見直しによる
令和4年3月1日	III リスク対策 8. 監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input checked="" type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	見直しによる

令和4年3月1日	III リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	具体的な方法 <高岡市における措置>	具体的な方法 <高岡市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	見直しによる
令和4年3月1日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	—	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	見直しによる
令和4年3月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和4年3月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2019/4/1	2022/3/1	事後	見直しによる
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 83の項	高齢者の医療の確保に関する法律第110条	事後	見直しによる
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 68の項	番号法第9条第1項及び別表の第100項	事後	番号法の改正による

令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 30の項	番号法第9条第1項及び別表の第44項	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1、リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①請求先	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/3/1	2024/5/27	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 59の項	番号法第9条第1項及び別表の第85項	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 基本情報 5. 情報連携提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)82の項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第117項	事後	見直しによる
令和6年5月27日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②請求方法	高岡市個人情報保護条例第13条、第27条、第35条に基づき、必要事項を記載した開示請求書、訂正請求書、または利用停止請求書を提出する。	個人情報保護法第76条、第90条、第98条に基づき、必要事項を記載した改正請求書、訂正請求書、または利用停止請求書を提出する。	事後	見直しによる

令和6年12月16日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている	再委託していない	事後	見直しによる
令和6年12月16日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242	事後	見直しによる
令和6年12月16日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	個人情報保護法第76条、第90条、第98条に基づき、必要事項を記載した改正請求書、訂正請求書、または利用停止請求書を提出する。	個人情報保護法第76条、第90条、第98条に基づき、必要事項を記載した開示請求書、訂正請求書、または利用停止請求書を提出する。	事後	見直しによる
令和6年12月16日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2024/5/27	2024/12/16	事後	見直しによる
令和7年3月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	令和6年12月16日	令和7年3月28日	事後	見直しによる
令和7年8月1日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	後期高齢者医療情報ファイル	事後	見直しによる
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	後期高齢者医療情報ファイル	事後	見直しによる
令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]本人または本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(市民課、高齢介護課、市民税課) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構等の年金保険者) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村) []民間事業者() [○]その他(富山県後期高齢者医療広域連合・富山県国民健康保険団体連合会)	[○]本人または本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(市民課、長寿福祉課、市民税課) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構等の年金保険者、デジタル庁) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(富山県後期高齢者医療広域連合、他市町村) []民間事業者() [○]その他(富山県国民健康保険団体連合会)	事後	組織再編および見直しによる

令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[〇]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール [〇]専用線 [〇]府内連携システム []情報提供ネットワークシステム []その他()	[〇]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール [〇]専用線 [〇]府内連携システム [〇]情報提供ネットワークシステム []その他()	事後	見直しによる
令和7年8月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<p>＜高岡市における措置＞ 紙媒体は種別、保管期間別に分け、所定の場所において施錠し保管している。</p> <p>＜委託先における措置＞ 電子データが保管されているサーバ設置場所は入退室が管理され、有人監視及び施錠管理を行っている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 </p>	<p>＜高岡市における措置＞ 紙媒体は種別、保管期間別に分け、所定の場所において施錠し保管している。</p> <p>＜委託先における措置＞ 電子データが保管されているサーバ設置場所は入退室が管理され、有人監視及び施錠管理を行っている。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 </p>	事前	見直しによる
令和7年8月1日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル	後期高齢者医療情報ファイル	事後	見直しによる

令和7年8月1日	<p>III リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク2: 不正な提供が行われるリスク</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	見直しによる
----------	---	--	--	----	--------

令和7年8月1日	<p>III リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>＜高岡市における措置＞</p> <p>①紙媒体については種別、保管期間別に分け、所定の場所に施錠管理して保管を行っている。</p> <p>②ウイルス対策ソフトを使用。</p> <p>③アクセス権限の設定による利用取得の設定。</p> <p>④アクセスログの記録。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>＜高岡市における措置＞</p> <p>①紙媒体については種別、保管期間別に分け、所定の場所に施錠管理して保管を行っている。</p> <p>②ウイルス対策ソフトを使用。</p> <p>③アクセス権限の設定による利用取得の設定。</p> <p>④アクセスログの記録。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>物理的対策</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>技術的対策</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事前	見直しによる
----------	--	--	---	----	--------

令和7年8月1日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	—	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事前	見直しによる
----------	----------------------------	---	---	----	--------

令和7年8月1日	<p>I 基本情報</p> <p>1. 特定個人情報を取り扱う事務</p> <p>②事務の内容</p>	<p>高岡市は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内各市町村が加入する富山県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）と連携して後期高齢者医療制度にかかる事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合に住民基本台帳等の情報を送付する。広域連合において年齢到達者等を特定して、被保険者資格の審査・決定を行い、被保険者証等を送付する。 ・転入、障害認定等による資格取得や被保険者証の再発行等、資格管理に関わる窓口業務を行う。 <p>②賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高岡市から広域連合に送付した所得情報等に基づき、広域連合において賦課計算を行い、後期高齢者医療保険料賦課額を決定する。決定された保険料賦課額に基づき、高岡市で保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合には年金保険者に徴収依頼を実施するとともに被保険者には保険料額決定通知書等で通知し、普通徴収の場合には被保険者に納付書や保険料額決定通知書等を送付する。 ・決定された保険料について、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 ・納付された保険料に過誤納が生じた場合等、保険料の還付を行う。 <p>③給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養費や葬祭費等の支給にかかる窓口業務を行う。 <p>④保健業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の健康診査受診券を発送し、また人間ドック助成事業により、後期高齢者の健康管理を促す。 	<p>高岡市は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内各市町村が加入する富山県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）と連携して後期高齢者医療制度にかかる事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合に住民基本台帳等の情報を送付する。広域連合において年齢到達者等を特定して、被保険者資格の審査・決定を行い、資格確認書等を送付する。 ・転入、障害認定等による資格取得や資格確認書の再発行等、資格管理に関わる窓口業務を行う。 <p>②賦課・収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高岡市から広域連合に送付した所得情報等に基づき、広域連合において賦課計算を行い、後期高齢者医療保険料賦課額を決定する。決定された保険料賦課額に基づき、高岡市で保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合には年金保険者に徴収依頼を実施するとともに被保険者には保険料額決定通知書等で通知し、普通徴収の場合には被保険者に納付書や保険料額決定通知書等を送付する。 ・決定された保険料について、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 ・納付された保険料に過誤納が生じた場合等、保険料の還付を行う。 <p>③給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養費や葬祭費等の支給にかかる窓口業務を行う。 <p>④保健業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の健康診査受診券を発送し、また人間ドック助成事業により、後期高齢者の健康管理を促す。 	事後	見直しによる
----------	---	---	---	----	--------

令和7年8月1日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能</p>	<p>標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末とで構成される。</p> <p>①資格管理業務 ・被保険者の再発行、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請等、資格管理にかかる申請を受け付けた際に、窓口で即時発行・交付を行う。 ・住民票の異動に関するデータをオンラインファイル連携ツールを用いて、広域連合に送信する。これを基に広域連合で被保険者資格に関する審査・決定が行われる。</p> <p>②賦課・収納業務 ・広域連合で賦課された保険料情報のデータをオンラインファイル連携ツールを用いて受信する。 ・高岡市で管理する保険料の割合データや収納データをオンラインファイル連携ツールを用いて、広域連合に送信する。</p> <p>③給付業務 ・高岡市で受け付けた療養費支給等の申請にかかるデータの入力を行う。入力された情報に基づき、広域連合で支給決定等を行う。</p>	<p>標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末とで構成される。</p> <p>①資格管理業務 ・資格確認書の再発行、資格確認書交付兼任意記載事項併記の申請等、資格管理にかかる申請を受け付けた際に、窓口で即時発行・交付を行う。 ・住民票の異動に関するデータをオンラインファイル連携ツールを用いて、広域連合に送信する。これを基に広域連合で被保険者資格に関する審査・決定が行われる。</p> <p>②賦課・収納業務 ・広域連合で賦課された保険料情報のデータをオンラインファイル連携ツールを用いて受信する。 ・高岡市で管理する保険料の割合データや収納データをオンラインファイル連携ツールを用いて、広域連合に送信する。</p> <p>③給付業務 ・高岡市で受け付けた療養費支給等の申請にかかるデータの入力を行う。入力された情報に基づき、広域連合で支給決定等を行う。</p>	事後	被保険者証の廃止による
----------	---	--	---	----	-------------

令和7年8月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法</p>	<p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格管理における窓口業務 市民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に標準システムに入力し、被保険者証の再発行等を行う。 ・住民基本台帳等の取得 被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、オンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ②賦課・収納業務 ・保険料賦課 個人住民税に関するデータをオンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システムにより賦課計算を行う。決定された賦課額を総合行政情報システム（後期高齢者医療）に取込み、高岡市から保険料額決定通知書等を作成、被保険者に通知する。 ・保険料収納 高岡市で保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合には年金保険者に徴収依頼を実施するとともに被保険者には保険料額決定通知書等で通知し、普通徴収の場合には被保険者に納付書や保険料額決定通知書等を送付する。保険料収納に関するデータはオンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システムでも同データを管理する。 ③給付業務 市民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を標準システムに入力する。広域連合で療養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成し、市町村に配信する。その後、広域連合から当該市民に對して療養費支給決定通知書等を交付する。 	<p>①資格管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格管理における窓口業務 市民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に標準システムに入力し、資格確認書の再発行等を行う。 ・住民基本台帳等の取得 被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、オンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ②賦課・収納業務 ・保険料賦課 個人住民税に関するデータをオンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システムにより賦課計算を行う。決定された賦課額を総合行政情報システム（後期高齢者医療）に取込み、高岡市から保険料額決定通知書等を作成、被保険者に通知する。 ・保険料収納 高岡市で保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合には年金保険者に徴収依頼を実施するとともに被保険者には保険料額決定通知書等で通知し、普通徴収の場合には被保険者に納付書や保険料額決定通知書等を送付する。保険料収納に関するデータはオンラインファイル連携機能を用いて広域連合へ送信し、広域連合の標準システムでも同データを管理する。 ③給付業務 市民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、その届出内容を標準システムに入力する。広域連合で療養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成し、市町村に配信する。その後、広域連合から当該市民に對して療養費支給決定通知書等を交付する。 	事後	被保険者証の廃止による
令和7年8月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2. 基本情報</p> <p>③対象となる本人の範囲</p> <p>その必要性</p>	被保険者証資格の管理、一部負担割合の判定や保険料の賦課等の事務を行う上で、被保険者および被保険者資格の取得予定者と、その属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	被保険者資格の管理、一部負担割合の判定や保険料の賦課等の事務を行う上で、被保険者および被保険者資格の取得予定者と、その属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	事後	見直しによる

令和7年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<p>個人番号およびその他識別情報:対象者を正確に特定、管理するために記録する。</p> <p>4情報および連絡先:被保険者について通知、照会を行うために記録する。</p> <p>医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:資格管理業務のために記録する。</p> <p>地方税関係情報:賦課業務のために記録する。</p> <p>健康・医療関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:給付業務のために記録する。</p>	<p>個人番号およびその他識別情報:対象者を正確に特定、管理するために記録する。</p> <p>4情報および連絡先:被保険者について通知、照会を行うために記録する。</p> <p>医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:資格管理業務のために記録する。</p> <p>地方税関係情報:賦課業務のために記録する。</p> <p>健康・医療関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:給付業務のために記録する。</p>	事後	見直しによる